

「新税制に対応したこれからの事業承継」

講師 税理士 辻 浩 氏

◆ 自社株式をどう後継者に引き継ぐかについて、税制の影響に主に焦点を当て講演する。

① 税制改正の基礎知識について

- ・ 税制改正は毎年行われる
→ 相続税対策は、税制改正があることを前提に検討しなければならない

② 税制改正の影響

《相続税》

- ・ 「あなたも他人事ではない！」などのマスコミの言葉
- ・ 雑誌で議論される層はどこか→ 財産 5,000万円～8,000万円のあたり

例) 財産 8000万円の場合、税制改正後の相続税は 4.70 倍に！

財産が 1 億円から 2 億円に増えた場合、相続税は 770 万円から 3,340 万円に！

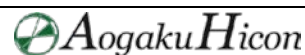
→ これまでの納税対策で良いのか？ 納税対策を見直す必要がある！

《贈与税》

- ・ 暦年贈与の税率が引き下げになった
- ・ 基礎控除 (110 万円) は毎年あるため、少しずつ贈与を行うのがよい

③ 新税制に対応したこれからの事業承継

- ・ 相続税の納税財源確保
- ・ 財産評価・相続税資産を行い、納税財源が足りているのか確認
- ・ 納税対策だけでなく、遺産分割・税金軽減対策についても検討する



③ 改正の影響

(相続人) 子供 2 人 (基礎控除) 7000万円 → 4200万円

財産	相続税(改正前)	相続税(改正後)	増加額	増加率
4000万円	0	0	—	—
5000万円	0	80万円	+80万円	—
6000万円	0	180万円	+180万円	—
7000万円	0	320万円	+320万円	—
8000万円	100万円	470万円	+370万円	4.70倍
1億円	350万円	770万円	+420万円	2.20倍
1.5億円	1200万円	1840万円	+640万円	1.53倍
2億円	2500万円	3340万円	+840万円	1.34倍
3億円	5800万円	6920万円	+1120万円	1.19倍
10億円	3億7100万円	3億9500万円	+2400万円	1.06倍

「経営者または資産家として事業承継について考える」

講師 銀座税理士法人 税理士 岩田 篤 氏

①相続の悩みを抱えている人が多い

→相続税がいくらかかるか、相続で相続人同士がもめたりしないかなど

②自分の財産を把握しましょう

- ・財産及び債務の明細書を使って課税価格を出してみる
- ・相続税総額計算書

例) 財産 3 億円、相続人 3 人で相続税総額を計算してみる

3 億 - (600 万 × 3 人) 4,800 万円 (基礎控除) = 252,000 千円

⇒ (配偶者) 1/2 . . . 126,000 千円 → (相続税) 33,400 千円 ※税率 40%、控除額 17,000 千円

(子供) 1/4 . . . 63,000 千円 → (相続税) 11,900 千円 ※税率 30%、控除額 7,000 千円

(子供) 1/4 . . . 63,000 千円 → (相続税) 11,900 千円

(相続税総額) 57,200 千円

③誰に何を残すのか考えましょう

- ・遺言書を書くのが有効的

例) 自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言

→それぞれにメリット、デメリットなどがある

④今年から行動しましょう

《暦年贈与》

- ・贈与をしていけば、最終的に相続財産を圧縮することができる
- ・教育資金の一括贈与

→1,500 万円まで非課税、金融資産を所有している人に有効

- ・贈与税の配偶者控除の特例
- ・住宅取得資金等の非課税

住宅を取得するために金銭を贈与した場合、一定の要件を満たすときは非課税になる

- ・負担付贈与

例) 賃貸物件を贈与する際、ローンも一緒に贈与する→相続税の課税価格を必ずしも下げものではないが、キャッシュが入る

《株式関係》

- ・自己株式の取得

相続税があるが資金がない場合→会社に株を譲渡することで、資金化することが出来る

- ・東京中小企業投資育成株式会社を利用